

2020年4月6日

理学療法学科 保護者各位

富山医療福祉専門学校
理学療法学科

新型コロナウイルス感染症の感染者が富山県でも報告され、感染者数が増加していることはご存知のことと思います。当学科でも春季休業中の不要不急の外出自粛等について在校生に指導し、感染症流行拡大防止に努めておりましたが、県内での流行状況を鑑み、4月7日（火）から4月20日（月）までを休業することにいたしました。

また、新4年生の臨床実習Ⅱ（4/6～5/31）については、医療現場の状況および学生の安全面を考慮し、中止といたしました。臨床実習Ⅱは休業後より学内で開講する授業に変更いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、今後の感染の広がりを見ながら、必要に応じて追加的なお願いをする場合があります。

学生には授業がない間、不要不急の外出を避け自宅学習を指導していますので、保護者のみなさまにおかれましてもご理解のほど、よろしく願いいたします。アルバイト（特に接客を伴うもの）についても自粛を求めますので、なにとぞご協力をお願いいたします。

学生に不利益が生じないようにできる限りの支援を行いますので、ご不明な点、不安なことがあればご相談ください。

【新型コロナウイルス感染症に対する理学療法学科の対応について】

- ・4/7（火）～4/20（月）全学年：休業（自宅学習）、夏季休業の短縮。
- ・4/6（月）～5/31（日）4年生：臨床実習Ⅱの中止
- ・授業開始後は学内における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人々が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくとともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- ・学生の健康観察（健康管理表：体温ならびにその他特記症状の記録）を行い、発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。教職員（非常勤講師も含む）についても同様の対応とする。
- ・自宅休養した場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。